

高松市建設工事入札参加資格審査基準（令和4年11月21日施行）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（格付基準）

第3条 入札参加資格告示第4項の格付基準は、別表のとおりとする。

別表の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

建設工事入札参加資格者の格付

1 土木一式工事

等級 項目	A	B	C	D
決定数値	1,020点以上	1,020点未満 780点以上	780点未満 630点以上	630点未満
指名基準額	2,000万円以上	5,000万円未満 500万以上	1,500万円未満	500万円未満

2 建築一式工事

等級 項目	A	B	C	D
決定数値	895点以上	895点未満 750点以上	750点未満 645点以上	645点未満
指名基準額	1,500万円以上	5,000万円未満 500万円以上	1,000万円未満	500万円未満

3 電気工事

等級 項目	A	B	C
決定数値	915点以上	915点未満 650点以上	650点未満
指名基準額	1,000万円以上	3,000万円未満	500万円未満

4 管工事

等級 項目	A	B	C
決定数値	865点以上	865点未満 650点以上	650点未満
指名基準額	1,000万円以上	3,000万円未満	500万円未満

附 則

この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。